

平生町農業委員会臨時総会会議録

1 日 時 令和8年7月30日(木) 午前9時05分～午前9時35分

2 場 所 平生町役場 2号棟3階大会議室

3 出席者 副町長 友田 隆

委 員 内山 壯二 金福 和広 窪田 伸子 羽山 敦紀
藤井 登貴子 吉崎 秀和

事務局長 山本 和也

書 記 久保 真大 川本 裕太

4 開会

○書 記 只今から、「平生町農業委員会臨時総会」を開会いたします。

初めに、事務局職員の紹介をさせていただきます。

○事務局長 平生町農業委員会事務局長の山本です。よろしくお願いいたします。

○書 記 本日の進行を務めさせていただきます、平生町農業委員会事務局書記の久保です。よろしくお願いいたします。

○書 記 平生町農業委員会事務局書記の川本です。よろしくお願いいたします。

○書 記 続きまして、本総会の成立について事務局長が報告いたします。

○事務局長 本日の総会は、「農業委員会等に関する法律」第27条第1項但し書の規定に、「委員の任期満了による任命の後最初に行われる総会は、市町村長が招集する」となっており、みなさまにお集まりいただきました。

本日の出席委員さんは全委員出席の6名です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に「在任委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とありますが、委員数6名の内、出席者数6名で全員出席されており、定足数に達しておりますので本総会が成立することをご報告いたします。

5 委員紹介

○書 記 事務局長の山本より、農業委員さんの紹介をさせていただきます。

○事務局長 はじめに、議席の指定でございますが、会議規則の規定によりまして、くじ引きで決めることとなっておりますが、現在着席いただいておりますところを仮議席といたしまして、後ほど本議席の決定となります。よろしくお願いいたします。

それではご紹介いたします。

内山壯二委員です。

金福和広委員です。

窪田伸子委員です。

羽山敦紀委員です。

藤井登貴子委員です。

吉崎秀和委員です。

以上6名の委員構成となります。

皆様におかれましては、任期であります令和11年7月29日までの間、よろしくお願いいたします。

6 臨時議長選出について

○書 記 続きまして、臨時議長の選出に移ります。

委員改選後、最初の総会であり会長が決まっておりません。

地方自治法第107条に準じ、最年長の委員であります内山委員さんに、臨時議長の職務をお願いいたします。

これから先は 内山臨時議長さんに議事の進行をお願いいたします。

〔内山委員臨時議長席に移動〕

○臨時議長 只今、臨時議長を仰せつかりました内山です。会長が互選されるまで、議事が円滑に進行いたしますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

7 議事録署名人選出について

○臨時議長 はじめに、議事録の署名人の選出ですが、抽選により決めたいと思います。

抽選棒を引いていただき、1番と2番を引かれた方をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長 それでは事務局お願いいたします。

○臨時議長 結果を発表してください。

○書 記 ただいまの結果、窪田委員さんと吉崎委員さんが1番2番を引かれました。

○臨時議長 抽選結果は今のとおりでありまして、議事録署名人を、金福委員さんと窪田委員さんをお願いいたします。

8 会長互選について

○臨時議長 それでは、会長互選について議題を提案いたします。

「農業委員会等に関する法律」第5条第2項の規定により、会長は委員が互選した者をもって充てるとなっております。

選出の方法を決めたいと思います。事務局に説明を求めます。

○書 記 選出の方法ですが、立候補または推薦による候補者から選出する方法と、委員さん全員の投票による直接選挙の方法の2通りがございます。

○臨時議長 只今、事務局から説明がございましたが、如何いたしましょうか。

○吉崎委員 指名推薦でどうでしょうか。

○臨時議長 只今、指名推薦でどうかとの発言がございましたが、委員の皆さんいかがでしょうか。賛成の方は挙手願います。

〔全員挙手〕

○臨時議長 それでは、指名推薦をといたします。推薦をお願いします。

○窪田委員 内山委員を推薦します。

○臨時議長 只今、臨時議長の私を会長候補に推薦すると発言がございました。わたくしとしては、これからの臨時議長は吉崎委員にお願いしたいと思います。

〔臨時議長交替〕〔内山委員、自席に移動〕〔吉崎委員、議長席へ移動〕

○臨時代行議長 只今、ご指名によりまして臨時議長を仰せつかりました吉崎です。会長が互選されるまで、議事が円滑に進行いたしますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、内山委員を会長候補に推薦すると発言がございましたが、他にはございますか。

〔「なし」の発言あり〕

○臨時代行議長 それでは、内山委員を平生町農業委員会会長に選任することに、賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○臨時代行議長 賛成多数ということで、平生町農業委員会会長に 内山委員を選任することに決定いたします。

9 議長交代

○臨時代行議長 それでは、会長に内山委員が決定いたしましたので、これをもって臨時議長の役を退任させていただき、新会長さんに議長を交代いたします。

〔臨時代行議長、自席に移動〕〔内山会長、議長席に移動〕

10 会長就任あいさつ

○書 記 只今、会長に選任されました内山会長からごあいさつをお願いいたします。

○会 長 それでは簡単にご挨拶申し上げます。ただいま委員の皆様から推薦をいただき、会長の職を仰せつかりました。改めて身が引き締まる思いです。委員会活動について委員の皆様のご協力ご理解ご尽力を賜りますようお願いいたします。私が申すまでもなく、農業を取り巻く環境はたいへん厳しく課題も多くあります。高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等憂慮されています。こういった中、平生町農業の振興活性化のため、委員の皆様と共に一丸となって取り組んでいきたいと思っております。皆様のご協力をお願いいたします。簡単ではございますがご挨拶といたします。

○書 記 ありがとうございます。

○会 長 ここで、休憩いたします。

なお、副町長さんはここで公務のため退席をされますことをご了承願います。

〔休憩〕〔副町長退席〕

1 1 会長職務代理互選について

○会 長 それでは、会議を再開いたします。

会長職務代理者の互選について議題を提案いたします。

「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定により、委員が互選した者が会長を代理するとなっております。

選出については会長の互選と同様の取扱といたしたいと思いますが、指名推薦でよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言あり〕

○会 長 羽山委員を職務代理に推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なしの発言あり〕

○会 長 それでは、羽山委員を平生町農業委員会会長職務代理者に選任することに、賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○会 長 賛成多数でありますので、平生町農業委員会会長職務代理者に羽山委員を選任することに決定いたします。

○書 記 それでは、羽山会長職務代理者は、席の移動をお願いいたします。

〔羽山委員、会長職務代理者席に移動〕

12 会長職務代理者就任あいさつ

○書 記 只今、会長職務代理者に選任されました羽山委員さんにごあいさついただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○職務代理者 只今、会長職務代理者に選出されました羽山です。今後3年間、内山会長を補佐し、農業委員会のスムーズな運営ができるように委員の皆さんの協力をいただきながら会長職務代理者として職責を全うしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○書 記 ありがとうございます。

13 委員議席について

○会 長 それでは続いて、委員議席を決めたいと思います。

平生町農業委員会会議規則第7条の規定により、議席順をくじで決めたいと思います。

事務局、準備をお願いします。

○会 長 議席順が決まりましたので、事務局から報告してください。

○書 記 それでは委員議席の順番を発表いたします。1番から藤井委員さん、吉崎委員さん、窪田委員さん、金福委員さんの順となります。

○会 長 議席はただいま報告のとおり決定いたします。新しい議席に移動してください。今後はこの議席となります。よろしくお願いいたします。

14 地区担当委員及び地区長の選出について

○会 長 地区担当委員について、これまで、委員の担当地区は、旧町村単位4地区として割り当てておりましたが、今後も同様に割り当てることでよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言あり〕

○会 長 それでは、地区担当委員を決めたいと思います。

皆様、ご意見はございますか。

(なし)

なければ、私のほうからご提案いたしたいと思います。地区割り案といたしまして、

平生地区 金福委員さん、内山委員

大野地区 窪田委員さん、藤井委員さん

曾根地区 羽山委員さん

佐賀地区 吉崎委員さん

この地区割で提案したいのですが、皆様、ご意見等ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、提案どおり地区担当がそれぞれ決まりました。

続きまして地区担当の代表者を決定したいと思います。私の方から、平生地区は金福委員、大野地区は窪田委員、曾根地区は羽山委員、佐賀地区は吉崎委員を提案いたします。いかがでしょうか。

(異議なし)

それぞれ地区長が決まりました。今後よろしく願いいたします。

1.5 農地利用最適化推進委員の選考について

○会 長 それでは続きまして、農地利用最適化推進委員の選考について事務局より説明をお願いします。

○書 記 農地利用最適化推進委員の選考について、議案をご覧ください。

農業委員会等に関する法律第17条第1項により、農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとあります。

つきましては、令和8年1月30日から2月27日まで公募を行い、議案のとおり応募がございました。

推薦につきましては、ありませんでした。

応募については、6名の応募がございました。

委員定数におきましては、平生町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例により、6名と定められております。

以上のことをふまえて、農地利用最適化推進委員(案)について、選考をお願いいたします。

○会 長 ありがとうございます。

それでは、農地利用最適化推進委員(案)について、なにかご質問等ございませんか。

(なし)

無いようですので採決に移ります。農地利用最適化推進委員をこの6名に委嘱することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

全員の挙手がありましたので、農地利用最適化推進委員を案の6名に委嘱することに決定いたします。

以上、これにて、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたします。

会 長 内山 北二

署名委員 吉崎 香和

署名委員 窪田 伸子